（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の一部改正）

**第三十四条**　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「第十七条第二号」を「第十七条第一項第二号」に改める。

（経過措置）

**第三十五条**　この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣臨時代理
国務大臣　**吉川**　貴盛

---

漁業法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**法律第九十五号**

漁業法等の一部を改正する等の法律

（漁業法の一部改正）

**第一条**　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　水産資源の保存及び管理
第一節　総則（第七条・第八条）
第二節　資源管理基本方針等（第九条―第十四条）
第三節　漁獲可能量による管理
第一款　漁獲可能量等の設定（第十五条・第十六条）
第二款　漁獲割当てによる漁獲量の管理（第十七条―第二十九条）
第三款　漁獲量等の総量の管理（第三十条―第三十四条）
第四節　補則（第三十五条）
第三章　許可漁業
第一節　大臣許可漁業（第三十六条―第五十六条）
第二節　知事許可漁業（第五十七条・第五十八条）
第三節　補則（第五十九条）
第四章　漁業権及び沿岸漁場管理
第一節　総則（第六十条・第六十一条）
第二節　海区漁場計画及び内水面漁場計画
第一款　海区漁場計画（第六十二条―第六十六条）
第二款　内水面漁場計画（第六十七条）
第三節　漁業権
第一款　漁業の免許（第六十八条―第七十三条）
第二款　漁業権の性質等（第七十四条―第九十六条）
第三款　入漁権（第九十七条―第百四条）
第四款　漁業権行使規則等（第百五条―第百八条）
第四節　沿岸漁場管理（第百九条―第百十六条）
第五節　補則（第百十七条・第百十八条）
第五章　漁業調整に関するその他の措置（第百十九条―第百三十三条）
第六章　漁業調整委員会等
第一節　総則（第百三十四条・第百三十五条）
第二節　海区漁業調整委員会（第百三十六条―第百四十六条）
第三節　連合海区漁業調整委員会（第百四十七条―第百五十一条）
第四節　広域漁業調整委員会（第百五十二条―第百五十六条）
第五節　雑則（第百五十七条―第百六十条）
第七章　土地及び土地の定着物の使用（第百六十一条―第百六十七条）
第八章　内水面漁業（第百六十八条―第百七十三条）
第九章　雑則（第百七十四条―第百八十八条）
第十章　罰則（第百八十九条―第百九十八条）
附則

第一条を次のように改める。

（目的）

**第一条**　この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて漁業生産力を発展させることを目的とする。

第二条第三項を次のように改める。

3　この法律において「水産資源」とは、一定の水面に生息する水産動植物のうち有用なものをいう。

第五条第一項中「基く」を「基づく」に改め、「二人以上」を削り、「また同じである」を「、同様とする」に改め、同条第四項中「二人以上」を削り、「共同して」の下に「（第六十条第一項に規定する」を「若しくは」の下に「同条第七項に規定する」を加える。

第百四十六条中「第二十七条第一項又は第六十二条第二項」を「第二十一条第四項、第二十二条第四項、第四十六条第二項、第四十九条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）又は第八十条第一項」に改め、同条を第百九十八条とする。

第百四十五条中「第百三十八条、第百三十九条、第百四十一条、第百四十三条第一項」を「第百八十九条から第百九十一条まで、第百九十三条、第百九十五条第一項」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第百九十七条とする。

第百四十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三十五条（第三十六条第三項及び第六十三条」を「第五十条（第五十八条」に改め、同条第二号中「第七十二条」を「第百二十二条」に改め、同条第三号中「若しくは漁具」を「又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物」に、「こわした」を「損壊した」に改め、同条を第百九十六条とする。

第百四十三条第一項中「漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利」を「組合員行使権」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「告訴」を「、告訴」に改め、同条を第百九十五条とする。

第百四十二条中「第百三十八条、第百三十九条又は前条第一号」を「第百八十九条から第百九十一条まで又は前条第三号」に改め、同条を第百九十四条とする。

第百四十一条第五号中「第百三十四条第二項」を「第百七十六条第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第百三十四条第一項」を「第百七十六条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第百二十四条第四項」を「第百六十五条第四項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第七十四条第三項」を「第百二十八条第三項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第二十九条」を「第八十二条」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　知事許可漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだ者